

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三交会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は50万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び費用はこれを支払わないものとする。

2 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用を支払うことができる。なお、役員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び費用を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務又は監事業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び費用はこれを支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第6条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用を支払うことができる。ただし、理事は職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支払い方法)

第9条 本規程に規定する報酬及び費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 別表2で定める報酬等のうち月額報酬については10日締め25日払い(当日が銀行休業日に当たる場合には翌銀行営業日)とし、それ以外については業務遂行後速やかに支払うものとする。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

役員報酬

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	費 用	備 考
理事会出席報酬等	10,000円	実費	三交会職員は除く
評議員会出席報酬等	10,000円	実費	

別表 2

名 称	報 酬	費 用	備 考
理事長等業務報酬等 (月額)	110,000円	実費	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	10,000円	実費	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等 (日額)	10,000円	実費	

別表 3 (日額)

報 酬	宿 泊 費	旅 費	そ の 他
10,000円	実 費	実 費	実 費